年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会 平成28年2月25日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正を不要としたもの

3件

国民年金関係

1件

厚生年金保険関係

2件

厚生局受付番号:中国四国(受)第1500170号 厚生局事案番号:中国四国(厚)第1500082号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和32年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和54年6月28日から昭和55年5月1日まで 秋は 昭和52年4月2日に入社に入社 大社で勘察した後に 昭和5

私は、昭和53年4月3日にA社に入社し、本社で勤務した後に、昭和54年6月 以降にB営業所の給食部門に転勤となった。転勤後の厚生年金保険の記録が無いの で、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、厚生年金保険の記録のある期間だけでなく請求期間についても、A社に 勤務していたと陳述しているが、同社は、「(請求期間当時の) 古い書類は処分してい るため、回答することができない。」とのみ回答しており、請求者の請求期間に係る 勤務実態及び厚生年金保険料控除の有無について確認することができない。

また、請求期間当時、A社において厚生年金保険被保険者記録を確認できる同僚 42 人に照会したところ、22 人から回答があったものの、請求者を覚えている者は3 人であり、その3人からは、請求者が請求期間において同社に在籍し、事業主により 給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる回答は無い。

さらに、請求者のA社に係る雇用保険の被保険者記録によると、請求者は、昭和53年4月3日に被保険者資格を取得し、昭和54年6月27日に離職したとの記録が確認できるが、請求期間については雇用保険の被保険者記録は確認できない。

加えて、請求者のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を見ると、請求者は、昭和53年4月3日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、昭和54年6月28日に同資格を喪失していることが確認でき、上述の雇用保険の被保険者記録とも符合している。また、同原票の被保険者証交付等記録の「証返納年月日」欄にある「54.6.30」との記載により、昭和54年6月30日に請求者の健康保険被保険者証が社会保険事務所(当時)に返納されたことが確認でき、同日が厚生年金保険被保険者資格の喪失年

月日の2日後であることから、同年6月28日に被保険者資格を喪失したとする記録 に不自然さはうかがえない。

このほか、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除 されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに請求者が 当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうか がわせる関連資料及び周辺事情もない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号:中国四国(受)第1500168号 厚生局事案番号:中国四国(国)第1500024号

第1 結論

昭和52年7月から昭和54年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和30年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和52年7月から昭和54年3月まで

私は、勤務事業所を退職後の昭和52年7月頃に、母から国民年金の加入を勧められ、一緒にA市役所B支所に出向いて加入手続を行い、年金手帳を受け取った。 請求期間の国民年金保険料は、A市役所を退職した父の年金にて、主に母が、時には私が同市役所B支所の窓口で納付していたのに、当該期間に係る納付記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、国民年金の加入手続を行った時期を昭和52年7月頃と主張しているが、 請求者の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出管理簿における請求者 の手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得日等から、昭和54年9月頃にA市で 払い出されたと推認でき、請求者はこの頃に国民年金の加入手続を行い、昭和52年 7月1日(直近の厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日)に遡って被保険者資格 を取得したものと考えられ、請求者の主張する加入手続の時期と異なる。

また、改製された戸籍の附票等によると、請求者は、20 歳に到達する以前から請求期間を含む平成6年10月7日まで継続してA市に住所地があることから、請求者に対し、同一市町村が別の手帳記号番号を払い出すことは考え難いほか、オンライン記録による氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査を行っても、請求者に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡は見当たらない。

さらに、A市が管理した請求者の国民年金被保険者名簿及び国民年金被保険者台帳 (特殊台帳)には、上記手帳記号番号にて昭和52年7月1日が資格取得日として記載され、請求期間は未納の記録とされており、いずれもオンライン記録と一致してい る。

加えて、請求者は、請求期間の国民年金保険料をA市役所B支所で納付したと主張しているが、上記手帳記号番号の払出時期から判断すると、当該期間の保険料は過年度保険料となり、過年度保険料は社会保険事務所(当時)が直接収納するか、同事務所が発行する納付書で金融機関において納付することとなるので、A市が当該期間の保険料を収納するとは考え難い。

その上、請求者の請求期間に係る国民年金の加入手続及び保険料納付に関与したとする請求者の母親について、請求者は、「母は高齢であり、請求期間当時の加入手続及び保険料納付の状況等の記憶も定かでなく、問合せに返事することが困難である。」旨を陳述しており、当該期間における加入手続及び保険料納付の状況を母親に聴取することができない。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに当該期間の保険料が納付されていたことを うかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号:中国四国(受)第1500169号 厚生局事案番号:中国四国(厚)第1500083号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和35年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成11年9月1日から平成14年7月31日まで

A社の取締役社長であった期間について、年金事務所が記録する標準報酬月額は、 当時の給与額に比べ低額となっているので、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録及びA社に係る商業登記の履歴事項全部証明書から、請求者は、請求期間当時、同社の事業主であったことが確認できるところ、請求者は、「給与明細書は作成しておらず、請求期間に係る賃金台帳、源泉徴収簿等の資料は、倒産してから随分経つので保管していない。」旨を陳述しており、請求者の請求期間に係る給与額及び厚生年金保険料控除額を示す資料はない。

一方、オンライン記録から、当初、請求者の被保険者資格取得時(平成 11 年 9 月 1 日)の標準報酬月額は 20 万円と記録されていたが、平成 12 年 6 月 6 日に、資格取得時に遡って標準報酬月額を 9 万 8,000 円に減額訂正する処理が行われ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなる平成 14 年 7 月 31 日までの期間、請求者の標準報酬月額は 9 万 8,000 円であることが確認できる。

また、B年金事務所が提出した「平成16年度不納欠損整理簿(写)」から、A社は、 適用当初から保険料を滞納し、同社が適用事業所でなくなるまでの間の保険料は、そ のほとんどが納付されず、不納欠損処理されたことが確認できることから、請求者に 係る保険料控除を推認することは困難である。

さらに、請求者は、「平成12年の梅雨の時期(6月頃)に、社会保険事務所(当時)の男性職員が訪れ、社会保険料の納付意思について確認を求められ、『納付するつもりはある。』と返答したところ、書類が差し出され記名押印を求められたので、署名の上、事業所代表者印を押印した。どんな内容の書類だったかは記憶がなく、その内

容は分からない。」旨を陳述している。この請求者の陳述の内容と、請求者に係る標準報酬月額の遡及訂正(減額)処理の時期(平成 12 年 6 月)と保険料の納付意思の確認結果に基づく減額処理の内容は概ね符合しており、請求者が署名、押印した書類は「被保険者資格取得届(報酬月額訂正)」と考えられ、当該書類への署名、押印後には、社会保険事務所から事業所(事業主)あてに保険料の減額通知等が送付されることとなるので、請求者が事業主として署名し、事業所代表者印を押印した書類の内容を確認していないとする主張及び減額通知等を承知していないとする主張は不自然である。

これらを踏まえると、請求者は、請求事業所の事業主として、請求者自身が社会保険事務を行っていたとしていることから、請求者は、請求期間に係る自らの標準報酬月額の減額に同意したと推認できる。

これらの事情を総合的に判断すると、請求者は、請求事業所の事業主として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正に同意しながら、当該標準報酬月額の減額処理が有効でないとの主張は信義則上許されず、請求者の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。